

「放課後子ども総合プラン」に係る「出雲市子ども・子育て支援事業計画」への記載について

1. 経緯

(1) 「放課後子ども総合プラン」策定（平成 26 年 7 月 31 日）

- ・文部科学省と厚生労働省の連名で「放課後子ども総合プラン」を策定・公表し、地方自治体に通知。
- ・平成 26 年秋に国が策定予定の「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に即し、放課後子ども総合プランに掲げる内容を市町村行動計画に盛り込むこととされた。
- ・市町村行動計画は、個別の策定でも、市町村子ども子育て支援事業計画と一体のものとしての策定でも可とされた。ただし、市町村行動計画の策定自体は任意であり、策定しないという選択もありうる

(2) 「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」告示（平成 26 年 11 月 28 日）

- ・放課後子ども総合プランに係る行動計画記載について各自治体に依頼。
- ・平成 26 年 12 月 1 日に示された文部科学省・厚生労働省連名による「放課後子ども総合プラン Q & A（ポイント）」において、市町村行動計画の策定は任意であるが、原則として市町村行動計画に記載するよう明記された。また、行動計画に盛り込むべき内容の詳細が示された。

2. 放課後子ども総合プランの概要

(1) 国全体の目標

- ・すべての児童（小学校就学児童）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進める。
- ・平成 31 年度末までに、放課後児童クラブについて新たに約 30 万人分（現状 90 万人）整備。
- ・全小学校区（約 2 万か所）で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型で実施することを目指す。
- ・新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す。

(2) 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施

① 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施

学校施設活用にあたっての責任体制の明確化、余裕教室の活用促進、放課後等における学校施設の一時的な利用促進

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施

③ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施

※一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。なお、放課後子ども教室を毎日開催する必要はない。（最低週 1 回～2 回）

※連携型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいう。

3. 市町村行動計画に盛り込むべき内容

(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブについては、平成27年度～平成31年度の各年度における量の見込み並びに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

(3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

※放課後児童クラブ及び一体型の目標事業量については、数値目標を記載。… (1) (2)

※放課後子ども教室の整備計画については、定性的な表現でも可。… (3)

※一体的又は連携の具体的方策、余裕教室の活用方策、行政部局の連携方策等については、定性的な表現で記載。… (4) (5) (6) (7)

※(4)～(7)については、まとめて記載でも可。

4. 子ども・子育て支援事業計画への記載

上記3の(1) … 4章Ⅲ-3

上記3の(2)～(6) … 3章Ⅴ-3-(1)

上記3の(7) … 3章Ⅳ-1-(3)